

## 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について

(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別紙2 管理基準				別紙2 管理基準			
単位：mg/kg				単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	(略)	かび毒	(略)	(略)	(略)
	フモニシン (B <sub>1</sub> +B <sub>2</sub> +B <sub>3</sub> )	家畜及び家きんに給与される配合飼料	4		フモニシン (B <sub>1</sub> +B <sub>2</sub> +B <sub>3</sub> )	家畜及び家きんに給与される配合飼料	4
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～5 (略)				注1～5 (略)			
6 基準の対象となる飼料が給与される家畜は、牛、豚、めん羊、山羊及び鹿を指す。 <u>ただし、フモニシン (B<sub>1</sub>+B<sub>2</sub>+B<sub>3</sub>) の基準の対象となる飼料が給与される家畜には、馬 (食用に供するものに限る。) を含む。</u>				6 基準の対象となる飼料が給与される家畜は、牛、豚、めん羊、山羊及び鹿を指す。			
7～9 (略)				7～9 (略)			

## 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 (略)</p> <p>第1 目的及び定義について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜等</p> <p>家畜等とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいうと定義されている(法第2条第1項)。飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性及び法益との関係から、法の規制対象とする家畜等は、経済動物に限定することが妥当と考えられ、犬、猫等愛玩動物は規制の対象とされていない。具体的には、流通飼料への依存度、その家畜等に使用される飼料の内容及びその家畜等に係る生産物の食生活に占める地位などを総合的に勘案して、①牛、<u>馬(食用に供されるものに限る。)</u>、豚、めん羊、山羊及び鹿、③鶏及びうずら、③<u>蜜蜂</u>、④ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい(食用に供されるものに限る。)、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他のいわな属の魚であって農林水産大臣が指定するもの(にっこういわな、えぞいわな及びやまといわな)が定められている(令第1条)。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 目的及び定義について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 家畜等</p> <p>家畜等とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいうと定義されている(法第2条第1項)。飼料の安全性の確保の見地からの規制措置の必要性及び法益との関係から、法の規制対象とする家畜等は、経済動物に限定することが妥当と考えられ、犬、猫等愛玩動物は規制の対象とされていない。具体的には、流通飼料への依存度、その家畜等に使用される飼料の内容及びその家畜等に係る生産物の食生活に占める地位などを総合的に勘案して、①牛、豚、めん羊、山羊及び<u>しか</u>、③<u>鶏及びうずら</u>、③<u>みつばち</u>、④ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい(食用に供されるものに限る。)、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご及びにっこういわなその他のいわな属の魚であって農林水産大臣が指定するもの(にっこういわな、えぞいわな及びやまといわな)が定められている(令第1条)。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p>

(1)・(2) (略)

(3) 成分規格等省令の留意事項

ア 別表第1 (飼料関係)

(ア)～(エ) (略)

(オ) 動物性たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))

動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。

由来動物	動物由来たん白質の種類	対象家畜等		
		牛、めん羊、山羊及び鹿	豚、馬、鶏及びびうずら	養殖水産動物
ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	○
	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白	×	○	○

(1)・(2) (略)

(3) 成分規格等省令の留意事項

ア 別表第1 (飼料関係)

(ア)～(エ) (略)

(オ) 動物性たん白質について (成分規格等省令別表第1の2の(1))

動物由来たん白質については、牛海綿状脳症 (以下「BSE」という。) 発生防止の観点から、以下のような成分規格等が定められている。

由来動物	動物由来たん白質の種類	対象家畜等		
		牛、めん羊、山羊及びしか	豚、鶏及びびうずら	養殖水産動物
ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	○
	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚 (いのししを含む。以下この別表において同じ。) 又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白	×	○	○

	及び蒸製骨粉			
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品	○	○	○
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚 介 類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質(魚粉等)	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○

	及び蒸製骨粉			
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家 き ん	卵及び卵製品	○	○	○
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚 介 類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質(魚粉等)	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
	豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白	×	○	○

牛、豚、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する血粉 及び血しょうたん白	×	×	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する肉骨 粉、加水分解たん白及び蒸 製骨粉	×	×	○

(略)

(カ) ~ (ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3 ~ 7 (略)

第3 ~ 第5 (略)

牛、豚、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する血粉 及び血しょうたん白	×	×	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬 又は家きんに由来する肉骨 粉、加水分解たん白及び蒸 製骨粉	×	×	○

(略)

(カ) ~ (ク) (略)

イ (略)

(4) (略)

3 ~ 7 (略)

第3 ~ 第5 (略)

## ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及び<u>鹿等</u>の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）並びにと畜場法第14条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿、その他の血液製品（以下「牛血粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>別紙1 ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時停止の要請を解除する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及び<u>しか等</u>の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）並びにと畜場法第14条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿、その他の血液製品（以下「牛血粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>

(別紙4)

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について

(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正案新旧対照表(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>1 A飼料 飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>鹿</u>をいう。以下同じ。)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 動物由来たん白質等 次に掲げるもの及びこれらを含むものをい</p>	<p>(別添)</p> <p>反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 (略)</p> <p>1 A飼料 飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>しか</u>をいう。以下同じ。)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 動物由来たん白質等 次に掲げるもの及びこれらを含むものをい</p>

う。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の5の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。(1)

①～⑥ (略)

5～8 (略)

### 第3 基本的な指針

(略)

1 (略)

2 細則

(1)～(7) (略)

(7) 給与

① B飼料又は水産専用飼料は、反すう動物に給与しないこととする。また、水産専用飼料は、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂に給与しないこととする。

② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。また、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂にB飼料を給与する際に用いる器具は、水産専用飼料に用いる器具と共有しないこととする。

う。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の4の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。

①～⑥ (略)

5～8 (略)

### 第3 基本的な指針

(略)

1 (略)

2 細則

(1)～(7) (略)

(7) 給与

① B飼料又は水産専用飼料は、反すう動物に給与しないこととする。また、水産専用飼料は、豚、鶏、うずら及び蜜蜂に給与しないこととする。

② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。また、豚、鶏、うずら及び蜜蜂にB飼料を給与する際に用いる器具は、水産専用飼料に用いる器具と共有しないこととする。

第 4 · 第 5 (略)

第 4 · 第 5 (略)

(別紙5)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について

(平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添3-2</p> <p>豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準</p> <p>1 原料収集先について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品加工工場</p> <p>食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。</p> <p>ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「豚加工食品残さ」という。)は、当該加工</p>	<p>別添3-2</p> <p>豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準</p> <p>1 原料収集先について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品加工工場</p> <p>食品加工工場とは、豚カット肉等を主たる原材料として加工する食品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。)を製造する食品工場をいう。</p> <p>ア 豚カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「豚加工食品残さ」という。)は、当該加工</p>

食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ～キ (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添4-2

馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、馬カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚原料とすること。

イ～キ (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添4-2

馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

##### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、馬カット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 馬カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「馬加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は馬加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを馬原料とすること。

イ～キ （略）

2 （略）

注 （略）

#### 別添5-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 （略）

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざ

ア 馬カット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「馬加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は馬加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを馬原料とすること。

イ～キ （略）

2 （略）

注 （略）

#### 別添5-2

チキンミール等製造業者による原料収集先の確認基準

1 （略）

2 食品加工工場

食品加工工場とは、家きんを主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざ

い類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「家きん加工食品残さ」という。)は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

(2)～(8) (略)

注 (略)

#### 別添6-1

豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1・2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該肉骨粉等を豚、馬、鶏、うずら若しくは

い類をいう。)を製造する食品工場をいう。

(1) 家きん肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「家きん加工食品残さ」という。)は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、家きん原料とすること。

(2)～(8) (略)

注 (略)

#### 別添6-1

豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1・2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該肉骨粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水

は養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添6-1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

注 (略)

#### 別添6-3

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

##### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する

産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添6-1による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

注 (略)

#### 別添6-3

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

##### 1 原料収集先について

(1)・(2) (略)

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料として加工する食品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食肉製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

ア 豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する

残さ（以下「豚・馬・家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚・馬・家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚・馬・家きん原料とすること。

イ～キ （略）

2 （略）

注 （略）

#### 別添 7 - 1

豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1・2 （略）

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、馬、鶏、うずら若しくは養

残さ（以下「豚・馬・家きん加工食品残さ」という。）は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚・馬・家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚・馬・家きん原料とすること。

イ～キ （略）

2 （略）

注 （略）

#### 別添 7 - 1

豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1・2 （略）

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水

殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 6－1 若しくは 7－1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

注 (略)

別添 8－2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含

産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添 6－1 若しくは 7－1 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4) (略)

4・5 (略)

注 (略)

別添 8－2

魚粉等製造業者による原料収集先の確認基準

#### 1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、魚介類を主たる原材料として加工する食品（魚肉ハム、魚肉ソーセージその他これらに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 魚介類を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ（以下「魚介類加工食品残さ」という。）は、当該食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を

含む食品の取扱いがないこと又は魚介類加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2)～(7) (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添12-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

1・2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

食品残さ等利用飼料の出荷又は使用に当たっては、養豚、養馬、養鶏、又は養殖魚の用に供することを確認すること。

(2) (略)

注 (略)

含む食品の取扱いがないこと又は魚介類加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを、魚介類原料とすること。

(2)～(7) (略)

2 (略)

注 (略)

#### 別添12-1

食品加工工場の製造過程から発生する加工食品残さを原料とする食品残さ等利用飼料の製造基準

1・2 (略)

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

食品残さ等利用飼料の出荷又は使用に当たっては、養豚、養鶏、又は養殖魚の用に供することを確認すること。

(2) (略)

注 (略)

別添12-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。）、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2)～(7)

2 (略)

別添12-2

食品残さ等利用飼料製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

原料収集先とする食品加工工場とは、豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。）、馬カット肉等、家きん肉等又は魚介類を原材料として加工する食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品、魚肉ソーセージ、魚肉ハムその他これに類する魚肉ねり製品、エキス、冷凍食品等のそうざい類をいう。）を製造する食品工場をいう。

(1) 加工食品残さは、当該食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくはしかに由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを食品残さ等利用飼料の原料とすること。

(2)～(7)

2 (略)

注 (略)

別添13

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 (略)

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 確認済魚飼ラインは、次の①及び②の要件を満たすこと。

① 牛、めん羊、山羊又は鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料の製造工程と完全に分離されていること。

② (略)

イ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

注 (略)

注 (略)

別添13

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1 (略)

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 確認済魚飼ラインは、次の①及び②の要件を満たすこと。

① 牛、めん羊、山羊又はしか（以下「牛等」という。）を対象とする飼料の製造工程と完全に分離されていること。

② (略)

イ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

注 (略)

牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について

(平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第1 背景</p> <p>1 我が国におけるBSE発生防止対策として、BSE発生の原因である反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>鹿</u>をいう。以下同じ。)に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第3条第1項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。)を定め、飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対し</p>	<p>(略)</p> <p>第1 背景</p> <p>1 我が国におけるBSE発生防止対策として、BSE発生の原因である反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>しか</u>をいう。以下同じ。)に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第3条第1項に基づく基準及び規格並びに「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。)を定め、飼料等の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対し</p>

て、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）及び都道府県が監視・指導を行っているところである。

2・3 （略）

第2・3 （略）

（別紙1）

BSE発生防止に係る飼料規制における  
重点検査・指導事項

1・2 （略）

3 重点検査・指導事項

(1)・(2) （略）

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物用飼料と豚・馬・鶏・養殖水産動物を対象とする飼料（反すう動物と共用のものを除く。以下「豚・馬・鶏・養魚用飼料」という。）又は豚・馬・鶏用飼料と水産専用飼料をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア・イ （略）

て、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）及び都道府県が監視・指導を行っているところである。

2・3 （略）

第2・3 （略）

（別紙1）

BSE発生防止に係る飼料規制における  
重点検査・指導事項

1・2 （略）

3 重点検査・指導事項

(1)・(2) （略）

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物用飼料と豚・鶏・養殖水産動物を対象とする飼料（以下「豚・鶏・養魚用飼料」という。）又は豚・鶏用飼料と養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア・イ （略）

ウ 反すう動物飼養農家に豚・馬・鶏用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されていないことを確認する。

エ 反すう動物、豚、馬、鶏飼養農家に水産専用飼料が販売されていないことを確認する。

オ～キ (略)

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・馬・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること、具体的には、

(ア) (略)

(イ) 豚・馬・鶏・養魚用飼料と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていないこと。

ウ 反すう動物飼養農家に豚・鶏用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されていないことを確認する。

エ 反すう動物、豚、鶏飼養農家に水産専用飼料が販売されていないことを確認する。

オ～キ (略)

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること、具体的には、

(ア) (略)

(イ) 豚・鶏・養魚用飼料と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていないこと。

(ウ) (略)

(エ) 反すう動物に豚・馬・鶏・養魚用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物が豚・馬・鶏・養魚用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) (略)

イ 豚・馬・鶏と養殖水産動物をともに飼養する農家において、水産専用飼料の受入れ、保管及び給与の各段階において、混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 水産専用飼料の受入れに当たっては、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(イ) 水産専用飼料の保管に当たっては、専用の容器を用いるとともに、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(ウ) 水産専用飼料を豚、馬又は鶏に与えないこと。

等について確認する。

ウ・エ (略)

(ウ) (略)

(エ) 反すう動物に豚・鶏・養魚用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物が豚・鶏・養魚用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) (略)

イ 豚・鶏と養殖水産動物をともに飼養する農家において、水産専用飼料の受入れ、保管及び給与の各段階において、混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 水産専用飼料の受入れに当たっては、豚・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(イ) 水産専用飼料の保管に当たっては、専用の容器を用いるとともに、豚・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(ウ) 水産専用飼料を豚又は鶏に与えないこと。

等について確認する。

ウ・エ (略)

(5) ・ (6) (略)

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の  
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに  
各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ※1	検査・指導の優先度 ※8
1. (略)	
2. (略)	
3. (略)	

※1 (略)

※2 反すう動物とは、牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。

※3・4 (略)

※5 豚・鶏等とは、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂をいう。

※6～8 (略)

別記様式 (略)

(5) ・ (6) (略)

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の  
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに  
各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ※1	検査・指導の優先度 ※8
1. (略)	
2. (略)	
3. (略)	

※1 (略)

※2 反すう動物とは、牛、めん羊、山羊及びしかをいう。

※3・4 (略)

※5 豚・鶏等とは、豚、鶏、うずら及び蜜蜂をいう。

※6～8 (略)

別記様式 (略)

(別紙 7)

食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドラインについて

(平成 18 年 8 月 30 日付け 18 消安第 6074 号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添 食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 定 義 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 A 飼料 飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>鹿</u>をいう。)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>第 3 原料収集、製造等に関する基本的な指針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造</p>	<p>別添 食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 定 義 (略)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 A 飼料 飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及び<u>しか</u>をいう。)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。</p> <p>第 3 原料収集、製造等に関する基本的な指針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 製造</p>

(1)・(2) (略)

(3) A 飼料の製造

農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される又はその可能性のある飼料には、飼料安全法ではほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン、コラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならないと規定されている。具体的には、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「A B ガイドライン」という。）に基づき動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。

(4)・(5) (略)

4 品質管理

5 製品の保管、出荷等

(1)～(4) (略)

(5) 製品の表示

(略)

(1)・(2) (略)

(3) A 飼料の製造

農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。）に給与される又はその可能性のある飼料には、飼料安全法ではほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン、コラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならないと規定されている。具体的には、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月15日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「A B ガイドライン」という。）に基づき動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。

(4)・(5) (略)

4 品質管理

5 製品の保管、出荷等

(1)～(4) (略)

(5) 製品の表示

(略)

①～④ (略)

⑤ ほ乳動物由来たん白質等を含有する場合には、次の文字

「使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊及び鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」

⑥ (略)

6・7 (略)

第4 (略)

第5 農家における製造、保管及び使用

1・2 (略)

3 使用

(1) 使用の制限

食品残さ等にはほ乳動物由来たん白質等を含む場合、これらを飼料として、豚、馬、鶏、うずら又は養殖水産動物以外に使用してはならな

①～④ (略)

⑤ ほ乳動物由来たん白質等を含有する場合には、次の文字

「使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊及びしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」

⑥ (略)

6・7 (略)

第4 (略)

第5 農家における製造、保管及び使用

1・2 (略)

3 使用

(1) 使用の制限

食品残さ等にはほ乳動物由来たん白質等を含む場合、これらを飼料として、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物以外に使用してはならない。

い。

(2)・(3) (略)

(4) 帳簿の記載等

①・② (略)

③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならない。

②の帳簿は、以下により保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏 5年間

ウ 馬（食用に供するものに限る。） 5年間（乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合にあっては飼料の給与開始日から2年間）

エ 豚、ブロイラー 2年間

オ ぶり、まだい、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、くろまぐろ、こい（食用に供しないこいを除く。）、にじます、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわ

(2)・(3) (略)

(4) 帳簿の記載等

①・② (略)

③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならない。

②の帳簿は、以下により保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏 5年間

（新設）

ウ 豚、ブロイラー 2年間

エ ぶり、まだい、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、くろまぐろ、こい（食用に供しないこいを除く。）、にじます、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわ

な、やまといわな 4年間

カ ぎんざけ、まあじ、すぎ、うなぎ 3年間

キ あゆ、くるまえび 2年間

#### 第6 配合飼料工場における利用

食品製造副産物等（確認済み加工食品残さを除く。）に由来する食品残さ等利用飼料を豚、馬、鶏、うずら及び養殖水産動物用配合飼料の原料に用いる場合には、当該食品残さ等利用飼料に、ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を含まないことを確認する。

な、やまといわな 4年間

オ ぎんざけ、まあじ、すぎ、うなぎ 3年間

カ あゆ、くるまえび 2年間

#### 第6 配合飼料工場における利用

食品製造副産物等（確認済み加工食品残さを除く。）に由来する食品残さ等利用飼料を豚、鶏、うずら及び養殖水産動物用配合飼料の原料に用いる場合には、当該食品残さ等利用飼料に、ほ乳動物由来たん白質（乳及び乳製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）、家きんに由来するたん白質（卵及び卵製品並びに農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）及び魚介類に由来するたん白質（農林水産大臣の確認を受けたものを除く。）を含まないことを確認する。

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

### 1 現行制度の概要

飼料安全法第 3 条第 1 項の規定に基づき、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて、飼料の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等は、成分規格等省令において定められている。

### 2 改正の概要

施行令の一部改正により、令和 2 年 12 月 1 日に飼料安全法の対象となる家畜等に馬が加わることから、昨年 12 月、農業資材審議会に馬用飼料の成分規格等に関する意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、成分規格等省令の一部を改正することとする。

#### (1) 農薬

現在の流通状況と比べ、馬用飼料についてのリスク管理措置を緩和する性質のものではないことを踏まえ、馬用飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の基準（牛用飼料と同じ基準値）を設定する。

$\gamma$ -BHC、BHC（ $\alpha$ -BHC、 $\beta$ -BHC、 $\gamma$ -BHC 及び  $\delta$ -BHC の総和をいう。）、DDT（DDD 及び DDE を含む。）、アルドリリン及びディルドリン（総和をいう。）、エンドリン、ヘプタクロル（成分規格等省令別表第 1 の 1 の（1）のソ）

#### (2) 飼料添加物

馬用飼料に使用される可能性があり、これまで家畜等及びその畜産物を介して人に対して安全上問題が生じる知見がなく、馬及びその畜産物についても安全上の懸念がないと考えられる次の飼料添加物について、馬用飼料の製造の方法の基準を設定する。

ギ酸（成分規格等省令別表第 1 の 1 の（2）のエ）、グルコン酸カルシウム（成分規格等省令別表第 1 の 1 の（2）のサ）、パチルス サブチルス（BN 株（その 1）、C-3102 株（その 2）、DB-9011 株（その 3））、クロストリジウム ブチリカム（MIYAIRI 株（そ

の1))、ラクトバチルス アシドフィルス (GBL-2 株 (その3)、LAC-300 株 (その5))  
(成分規格等省令別表第1の1の(2)のキ)

### (3) 動物由来たん白質

① これまで馬におけるプリオン病の自然発症事例等がないことを踏まえ、自然発症事例がない豚、鶏及びうずらに利用可能な以下の動物由来たん白質を、馬用飼料に利用可能なものとして設定する。(成分規格等省令別表第1の2の(1))

○ 農林水産大臣による確認を受けた動物由来たん白質

- ・ 牛及びめん山羊由来たん白質 (ゼラチン、コラーゲン)
- ・ 馬、豚及び家きん由来たん白質 (血粉、血しょうたん白、肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、チキンミール、フェザーミール、ゼラチン、コラーゲン)
- ・ 魚介類由来たん白質 (ゼラチン、コラーゲン含む。)

○ 食品廃棄物等に含まれる農林水産大臣が指定する動物由来たん白質

② 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は省令別表第1の2の(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料の表示について、所要の改正を行う。(成分規格等省令別表第1の2の(5)のウ)

### (4) 常用漢字の見直しに伴う表記の適正化

常用漢字の見直しに伴い、省令中の「しか」を「鹿」に改める。(成分規格等省令別表第1の2の(5)のイ及びウ、成分規格等省令別表第1の5の(1)のイ及び成分規格等省令別表第1の5の(5)のオ)

## 3 施行期日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第146号)の施行の日(令和2年12月1日)とする。

## 4 経過措置

(3)②及び(4)の改正(表示の基準に係るものに限る。)については、飼料製造業者の包装の更新に1年程度要することを踏まえ、令和3年11月30日まではなお従前の例によることができることとする。